

重要事項説明書

東京都品川区東五反田五丁目 25 番 18 号
株式会社日本クラウドキャピタル

この書面は金融商品の販売等に関する法律の規定によりご説明するものです。
この書面は、下記金融商品取引契約を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

リスク・留意点

株式投資型クラウドファンディング業務は非上場株式の募集等の取扱いによる資金調達の手段であり、流通市場での取引が行われることを前提としていません。

株式投資型クラウドファンディング業務による募集株式の取得には、以下の点をご留意ください。リスクに係る事象により、お客様に損失が生ずるおそれがあります。

- ・ 募集株式は、社債券のように償還及び利息の支払が行われるものではなく、配当が支払われないことがあります。
- ・ 募集株式の発行者の業務や財産の状況に変化が生じた場合、発行後の募集株式の時価が変動することによって、価値が消失する等、その価値が大きく失われるおそれがあります。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務に係る募集株式は非上場の会社が発行する株式であるため、取引の参考となる気配及び相場が存在いたしません。また、換金性も著しく劣ります。
- ・ 募集株式について、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていません。
- ・ 募集株式の同一の発行者に対する申込みは 1 年間当たり 50 万円を上限とします。
- ・ 募集株式に譲渡制限が付されている場合、当該非上場株式の売買を行っても権利の移転が発行者によって認められない場合があります。
- ・ ファンディング・プロジェクトが成立しても、払込金額が一部のお客様より払い込まれないことにより、発行者が当初目的としていた業務のための資金調達ができず、発行者の財務状況・経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。この場合は、発行者に対して現時点での資金調達額を伝え、当初の目標募集額に基づく資金使途の履行可能性、現時点での資金調達額に基づく資金使途の変更及び当初予定事業における影響等を発行者と協議のうえ、発行者の判断により募集株式の発行を行う場合には、当該事項をメール及び Web サイトでお客様に通知いたします。
また、現時点での資金調達額の資金使途につきましては、発行者にとって需要優先度の高い順に充当いたします。
一方、上記の協議によっては、発行者の判断により株式の募集が中止されることがあります。その場合も、投資家に対し当該事項及び中止の理由をメール及び Web サイトで通知いたします。
なお、申込みの成立（約定）後に振込指定日までにお振込みがなかった場合はおよそ一ヶ月間お振込みの請求をさせていただきますが、結果、お支払い頂けない場合は、その時点で発行者に支払がなされなかった分の株式の割り当てを受ける権利をお持ちだったお客様は、当該権利を喪失するとともに、以後のお取引の停止その他の措置を取らせて頂く場合があります。
- ・ 株式に投資するに当たってのリスクがあります。（以下のような内容が考えられま

すが、発行者や発行者の属する業態によって異なります。)

- ① 今後の市場動向及び、市場規模など不確実性を考慮した場合、競合他社の参入等により発行者の市場シェア拡大が阻害され収益性が損なわれるリスク。
- ② 技術革新が非常に早く、他の革新的な技術の出現等により発行者の優位性を損ない損失が発生するリスク。
- ③ その他のリスク（個別案件毎の契約締結前書面をご確認ください）

手数料など諸費用について

株式投資型クラウドファンディング業務により募集株式の取得の申込みをする場合は、株式の発行価格（購入対価）のみお支払いいただきます。お客様の手数料はかかりません。）
申込みにかかる株式の発行価格の総額の 20%を上限とした金額（税込）が当社の手数料として発行会社から当社に支払われます。
なお、購入代金の銀行振込の手数料は、お客様にご負担頂きます。申込金額のお振込に際して、お客様より振込手数料をご負担いただかず、最終期限日までにお振込みの確認ができなかった場合は、お申込みに係る株式のうち最小取扱単位分がキャンセル扱いとなり、振込手数料を除いた金額が返金されますのでご注意ください。
当社からお客様への振込が発生した際の振込手数料は当社が負担いたします。

ファンディング・プロジェクトの成立日・約定日及びお振込みについて

ファンディング・プロジェクトは、

- ① 応募額が目標募集額（発行者が募集株式発行の条件として定めるお客様からの申込数に 1 株当たりの払込金額を乗じた金額の下限）に到達した状態で申込期間が満了し、当該状態で申込期間の最終日から数えて 9 日目が到来すること
- ② 応募額が申込期間中に上限応募額（発行者が発行決議によって定める募集株式発行の上限額）に到達し、そのまま目標募集額を下回ることなく、上限応募額に到達した日から数えて 9 日目が到来することのいずれかをもって成立するものとし、ファンディング・プロジェクトの成立日をもってお客様との約定日とします。約定日の後、最初に到来する月曜日から 3 営業日以内（当初支払期限）に、申込金額を当社銀行口座にお振込みいただきます。

募集株式の取得申込みの撤回について

募集株式の取得申込みについて撤回を希望される場合、申込日から数えて 8 日以内に、当社のお客様毎に設定されている管理画面のウェブサイトにあるキャンセルボタンをクリックすることで撤回できます。撤回に際してキャンセル料はかかりません。なお、ファンディング・プロジェクトの成立日（約定日）前であっても、当該申込みの撤回が可能な期間は、お客様ご自身の申込日から数えて 8 日以内に限られますので、ご注意ください。

クーリング・オフについて

募集株式の取得の申込みに関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）の規定は適用されません。

その他留意点

- ・当社は、募集株式及び発行者に関する照会は Web サイト及び電子メールで受け付けており、電話又は訪問による回答はできません。
- ・募集株式の取得に当たっては、配当及び売却益等金銭的利益の追求よりむしろ、発行者及びその行う事業に対する共感又は支援を主な旨としてご投資ください。
- ・当社の株式投資型クラウドファンディング業務については、法令諸規則によるほか、当社が定める別添の取扱要領に基づいて取り扱われます。

金融商品取引契約・募集事項の内容等

発行者毎に金融商品取引契約、募集事項の内容が異なります。当社サービスサイト「FUNDINNO」に記載されている契約締結前交付書面を必ずお読みください。

電子申込型電子募集取扱業務等に関する事項

発行者毎に電子申込型電子募集取扱業務の内容が異なります。当社サービスサイト「FUNDINNO」に記載されている契約締結前交付書面を必ずお読みください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項及び第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（株式投資型クラウドファンディング業務）であり、当社において募集株式に関するお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お客様は、当社ウェブサイト上のファンディング・プロジェクトの詳細ページからリスクを含めて詳細をご確認いただき、投資対象となった募集株式にお申込みいただくことができます。
- ・申込みをする際に、当社サービス上で初めて募集株式のお申込みをされるお客様の場、非上場株式の取引に関する確認書をよく読んでいただいたうえで、送信フォームのページで「確認書」の電磁的徴求に同意いただく必要がございます。
- ・お申込みいただいた募集株式のプロジェクトが成立した場合には、当社ウェブサイト上で取引報告書を交付いたします。
- ・募集株式の取得状況については、発行者の作成する株主名簿により確認することができます。

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・株式譲渡による利益は、原則として、一般株式等の譲渡所得等と同じです。なお、損失が生じた場合には、他の一般株式等（一般公社債等を含みます。）の譲渡所得等との損益通算が可能です。
- ・募集株式の配当金は、原則として、配当所得となります。
法人のお客様に対する課税は、以下によります。
- ・株式譲渡による利益、及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社の概要

1	商号	株式会社日本クラウドキャピタル
2	登録番号等	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2957 号
3	本店所在地	〒141-0022 東京都品川区東五反田五丁目 25 番 18 号 電話番号 03-6721-6691
4	加入協会	日本証券業協会
5	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
6	資本金	243,150,100 円 (平成 29 年 7 月 13 日現在)
7	主な事業	金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務)
8	設立年月	平成 27 年 11 月 26 日
9	連絡先	当社 Web サイトのお問い合わせフォーム又は下記連絡先までご連絡ください。 メールアドレス：info@fundinno.com

なお、当社は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されません。また、同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により有価証券の券面の預託を受けることができません。